

総務部

部長：徳田善紀

《平成24年度の基本目標》

【基本目標①】 市政の情報発信と市民参画の促進

市民の視点に立って、市政の情報をタイムリーに、わかりやすく提供するとともに、市民の声を行政サービスの向上や施策に反映していきます。

【基本目標②】 職員の人材育成と意識改革の推進

人材確保、職員の能力開発、職場環境の向上と職員の健康管理を重点課題と捉え、人材の育成に努めるとともに、職員の意識改革を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる市役所をつくります。

【基本目標③】 情報公開の推進と個人情報の保護

情報公開・個人情報保護に関する職員の意識啓発と制度の適切な運用を図り、行政の説明責任を果たすとともに、市民との信頼関係を構築します。

【基本目標④】 ICT部門の業務継続計画（BCP）の策定

被災して情報基盤等に障害が発生しても市の重要業務を中断させず、中断しても可能な限り短時間で再開させ、市民サービスを維持できる体制づくりをめざします。

【基本目標⑤】 人権施策の推進

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などあらゆる人権問題についての市民の人権意識を高揚するとともに、人権擁護を充実することにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【基本目標⑥】 男女共同参画社会の実現

男女がともに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

【基本目標⑦】 監査機能の充実

市の財務や事務事業の執行が適正かつ効率的になされているかどうかを十分にチェックします。

《重点的取組事項》

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1. 広報紙・ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙については、市民の視点に立って、必要な情報をタイムリーに提供するとともに、市民参画による紙面づくり、読みやすく、親しみのある広報紙を目指し、更なる紙面の充実に努める。 ・ホームページについては、見やすく、充実した最新の情報を提供できるように、見直しを進める。 ・広報紙及びホームページに対するアンケートを昨年度に引き続いて実施し、比較分析をもとに、今後の編集・見直しに活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートの実施（8月～9月） ・ホームページ上で直接入力するアンケートの実施（10月～11月） ・広報検討会（広報丸亀の編集、ホームページ入力作業等のスキルアップ）の開催（1月～2月） <p>○ホームページへの来訪者の件数：400,000件（H23：375,467件）</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・広報丸亀の編集作業については、2名の派遣職員に比重を移しつつ、更に充実した広報紙づくりに取り組んだ。 ・広報3月号に市民アンケートを折り込み、全世帯を対象に調査を実施。その結果を分析し、今後の広報作成における参考とする。また、広報検討会を開催する中で資料として活用する。 ・市HPへの来訪者数は、当初の目標数値をクリアしており、2月末現在393,188件で、昨年度

					<p>最終件数より 17,721 件増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに、月間アクセスランキングの掲載や、AED の設置場所を丸亀マップに標示した。また、市 HP のトップページ上部に市からの宣伝や話題性の高いメニューバー（画像）を表示し、レイアウトに工夫した。 ・市 HP の改良のうち「バージョンアップ等」については、経費削減の観点から実施せず、通常の「更新、運営保守委託業務」のみを実施した。 ・今後の新たな情報発信ツールとして、フェイスブックやツイッター等の導入に向け、情報収集や検討会を開催した。
2. 市民の声の市政への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひまわり BOX」、「ひまわり通信（メール）」などを通して、広く市民の皆様の提案やご要望、ご意見を市民サービスの向上や施策に反映する。 ・各コミュニティや各種団体等からの要請に応じて「市長と語る会」を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案、意見、要望等の分類、及びその対応（検討、見直し、改善他）や分析の実施 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ひまわり BOX・通信等により、多種多様な提案、意見、要望、また苦情等が寄せられた。(H24 年度中の処理は 258 件) ・特に市長決裁を要するものは、各担当課で回答文を作成する段階で、その対応や方針等を検 	

					<p>討することで、その後の業務の改善や見直し、また実施に反映させる等、一定の成果は上がっているものと分析している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答において「検討中」とした事案の、その後の実施や改善等について、フォローアップを行うことが、今後の課題である。 ・市長と語る会を 14 回開催し、市長が、各コミュニティや自治会の役員等と意見交換を行い、さらに、懸案となる要望や提案などについては、担当課において、迅速な処理や対応、また改善等を行うことで、市民サービスの向上が図られた。
②	<p>1. 定員適正化計画に則した職員の計画的採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画に基づき計画的に職員を採用する。 ・職員採用試験の実施方法等を検討し、将来性の高い職員を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画に基づいた職員の採用 ・より人物を重視した採用試験の実施 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年 3 月に策定した第二次定員適正化計画に基づき、計画的に採用を行った。平成 24 年度の新規採用者 33 名、退職者 41 名であり、平成 25 年 4 月 1 日現在、941 名（目標値：942 名）となる。 ・スポーツ・文化芸術などにおいて、大きな実績を収める過程で

					培われた精神力やリーダーシップを持つなど、より人物重視の採用試験とするため、自己アピール枠採用試験を実施した。
2. 人事管理の見直しと職員の能力開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 目標管理制度と連動した人事考課制度を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「部の運営方針」、「目標管理制度」、「人事考課」の連携強化と進行管理の徹底 	B	<ul style="list-style-type: none"> これまで別だった、部の運営方針作成作業シートと目標管理シートを兼用とし、6月期と11月期の人事考課を実施した。 一般職についても、チャレンジ目標等を設定し、上司が設定内容や進行状況等についての面談を行った。 	
3. 時間外勤務の削減	<ul style="list-style-type: none"> 職員の意識改革と業務の見直しを図るとともに、各職場において削減計画を策定し計画的に時間外勤務の削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ノー残業デーの徹底と時間外削減計画に基づいた時間外勤務手当の削減(年間700万円) 	B	<ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務時間数(2月末現在:累計72,064時間)は前年度と同程度となる見込みであるが、手当の削減額は目標を達成する状況である。 	
4. 職員の健康管理対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果に基づくきめ細かな保健指導を実施する。 生活習慣の改善等による職員の健康度の向上を図る。 職場におけるメンタルヘルス対策を一層推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導が必要な職員に対する継続的な指導・相談の実施 ○生活習慣改善講演会の年間開催数:1回(H23:1回) メンタルヘルス対策のマニュアル作成 	B	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導について、毎月、産業医1回、保健師2回実施した。また、必要な職員については、継続的に指導を行った。 H25.1.11に「生活習慣病予防と運動について」四国学院大学の片山教授を招き、講演会を実施した。 	

					<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対応マニュアル、ハンドブック、職場復帰支援の手引きを作成し、職場におけるこころの健康づくりに主体的に取り組めるようにした。
③	1. 情報公開の推進と個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護制度運用の指針として、事務取扱要領（条例・規則等の解釈運用基準等）を作成し、職員に周知する。 情報公開及び個人情報保護制度の適正な運用と職員の意識啓発を図るため、職員研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務取扱要領の作成 ○職員研修の実施（年1回） 	D	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報に係る事務取扱要領については作業が遅れており、平成25年度の早い時期での策定を目指す。 職員研修については、7月に管理職を対象とした個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を開催した（47名参加）。また、10月にはeラーニングによる講座も開講し73件の受講があった。
④	1. ICT部門の業務継続計画（BCP）の策定	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害・事故などで庁舎、職員に相当な被害があった場合に、重要業務を中断させず、中断しても早急に復旧できる体制を整える。 サーバシステムのバックアップ体制を整備し、継続的な業務の支援をする。 アナログ媒体の文書の電子化を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ICT部門が主管する情報システムに関する業務継続計画の策定 	B	<ul style="list-style-type: none"> ICT部門における業務継続計画の案を作成した。今後、関係各課と最終的な調整を行い、大規模震災、計画停電等が発生しても重要業務が継続できるよう、計画の周知及び訓練を実施していきたい。 業務の継続性を確保するため、重要データについて免震構造

					<p>である消防庁舎へデータ伝送によるバックアップを行う仕組みを構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アナログ媒体の電子化については、経費的な課題もあり、費用対効果の面で引き続き検証していく必要がある。今年度については、現在、マイクロフィルムとして保管している資料について、閲覧できるための読取機器の整備を行った。
⑤	<p>1. 人権尊重の考え方をもった総合行政の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員は、基本的人権を尊重し擁護する責務を有し、市民の人権を守り、一人一人が常に人権の視点に立って業務を推進する立場にあることから、全ての施策・事業が人権尊重の視点で企画運営されるよう、一層の総合行政の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重で住みよいまちづくりのために、各部局が総合計画の実施計画に基づき主体的に人権施策に取り組んでいく。 ・職員研修の実施 ○人権啓発講演会・講座の年間開催数：62回 ○人権啓発講演会・講座の年間参加者数：3,500人 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員、一般職員、管理職職員等の研修を開催した。 ○人権啓発講演会等 44回 ○人権啓発講演会参加者数 3,295人 ・人権施策を総合的かつ効果的に推進できるよう、今後も職員研修の充実を図る。

⑥	1. 男女の対等な参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる分野において男女共同参画の視点を取り入れられるよう、広報・啓発活動を実施する。 ・「第2次男女共同参画プランまるがめ」の進捗状況や今後の課題等について関係各課のヒアリングを実施し、職員一人一人が男女共同参画の視点をもって業務に取り組むよう、一層の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会等の開催：1回 ○啓発用情報紙の発行：2回 ・職員研修の実施：1回 ・女性のいない審議会等の解消 ○市が設置する審議会等委員の女性登用率：30%（H24.3：26.7%） 	D	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次男女共同参画プランまるがめ」の進行管理が遅れ、実績の公表、次年度以降の事業への反映等が十分にできなかった。今後、PDCA サイクルの確立が課題となる。 ・講演会等3回、コミュニティセミナー6回を実施した。 ・啓発用情報紙は年2回発行した。 ・職員研修（一般職及び教職員・管理職・女性職員向け）を4回実施した。 ・女性のいない審議会等は7から5に減少した。 ・女性委員の登用率は、前年度末と比較して2.9ポイント上昇し、29.6%となった。
⑦	1. 定期監査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・財務に関する事務の中から2テーマを設定して監査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2テーマについて重点的に監査を実施 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務及び備品の管理・保管状況の2テーマを掲げ、契約事務については、定期監査において実施、備品監査については、2課を対象に現地において抽出した備品の管理・保管状況の監査を実施した。

	2. 公の施設の指定 管理者監査の実施	・公の施設の管理を委託している指定管理者とその所管課を対象に監査を実施する。	・3~4 団体を選定し監査を実施	B	・指定管理者 2 団体(2 施設) の監査を財政援助団体監査に併せて実施した。また、指定管理者 2 団体 (2 施設) 独自の監査を実施した。
--	------------------------	--	------------------	---	---

企 画 財 政 部

部 長：大 林 諭

《平成 24 年度の基本目標》

【基本目標①】 自治の推進と新たなしくみづくり

市民による自治の進展を図るために、「丸亀市自治基本条例」が市民に定着することを念頭に置いて、条例に基づく新たな自治のしくみづくりに取り組めます。

【基本目標②】 総合計画の推進と体制の確立

「丸亀市総合計画後期基本計画」に基づき、各種施策の推進を図るとともに、各部局において掲げた目標が達成されるよう、着実な進行管理を行います。

【基本目標③】 定住自立圏構想の推進

中心市として周辺市町との連携を深め、自然環境や歴史・文化など、それぞれの魅力を活かしたまちづくりを先導的に推進します。

【基本目標④】 行政改革の推進

限られた財源で最大の効果を発揮できるよう、継続して行政改革に取り組み、市政運営の効率化を進めます。

【基本目標⑤】 子ども・子育て対策の推進

子ども・子育て新システムに速やかに対応できるよう、本市にとって最適な就学前教育・保育のあり方を検討するとともに、子育て施策に関する組織の見直しを進めます。

【基本目標⑥】 財政の健全化の推進

限られた財源のもと、事業の選択と集中に努め、中長期的な視野のもと健全な財政運営に努めるとともに、税外債権の適正管理を推進します。

【基本目標⑦】 市有財産の有効活用

市民の財産である市有地を有効活用し、歳入の確保を図るとともに、都市の活性化につなげていきます。

【基本目標⑧】 入札制度の改善

公共工事の入札・契約事務の透明性・競争性の確保やコスト削減、品質の確保を推進します。

【基本目標⑨】 市税収納率の向上

納税者の利便性の拡大等により納期内収納率の向上を図るとともに、滞納処分の強化及び債権管理の適正化に取り組みます。

【基本目標⑩】 市税の公平性の確保

家屋の課税対象物件を正確に把握し、税の公平性を保つとともに税の増収を図ります。

《重点的取組事項》

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1. 自治基本条例に基づいた市政運営	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例に基づき、市民参画や市民との協働の推進に努める。 教育委員会をはじめ市内各課と連携し、自治基本条例の積極的な普及啓発に努める。 自治推進委員会を定期的に開催し、提案された事項について、可能な取組から実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の概要版を活用した普及啓発 条例に関する職員研修の実施 ○自治推進委員会の開催（3～4回）	B	<ul style="list-style-type: none"> 今年度からスタートした後期基本計画と自治基本条例を合わせた概要版（全世帯用・中学生対象）を作成、配布し、周知に努めた。 自治推進委員会については、4回開催し、市民参画のあり方や協働推進に関する意見を聴いた。 今後も提案された事項について検討し、可能な取組から実施していく。
②	1. 総合計画後期基本計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画後期基本計画（計画期間：H24～28）に基づき、各種施策を推進するとともに、行政評価などを通じて着実な進行管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価（内部評価、外部評価）の実施（5～9月） 	C	<ul style="list-style-type: none"> 6月に所管部課による1次評価、7月に行政評価会議による2次評価を実施した。また、今年度は、外部評価を実施せず、議会における決算審査にて、総合計画の成果指標の達成度合について審査を実施した。 今後、行政評価の手法については、要綱の見直しを含め検討していく。

	2. 効率的な行政サイクルの構築	<ul style="list-style-type: none"> 各部長のマネジメントにより、1年間重点的に取り組む事項についての方針を定め、「選択と集中」を基本とする予算編成につなげる。 部の運営方針の設定から、計画の策定、予算編成、行政評価という年間を通じた行政サイクルの効率化を図る。 行政活動をわかりやすく市民に公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成 24 年度部の運営方針」及び「総合計画実施計画（H24～26）」の公表（5月） 部の運営方針の評価と進行管理（H23 方針の評価：4月、H24 方針の中間調査：10月） 	B	<ul style="list-style-type: none"> 「平成 24 年度部の運営方針」及び「総合計画実施計画（H24～26）」を年度当初に作成し、市 HP に公表した。 「平成 23 年度部の運営方針」の評価を4月、「平成 24 年度部の運営方針」の中間調査を10月、最終評価を3月に実施した。
③	1. 定住自立圏構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏構想における中心市として、周辺市町（善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）と連携した取組について協議を進め、定住自立圏共生ビジョンを策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏形成協定の締結（4月） 圏域共生ビジョン懇談会の設置（6月） 定住自立圏共生ビジョンの策定（10月） 	B	<ul style="list-style-type: none"> 4月に定住自立圏形成協定を締結した。ビジョンは11月の策定となったが、ビジョンに掲げた取組については、予定どおり平成 25 年度予算に反映することができた。また、一部の取組については、本年度から実施しており、今後はビジョンの進行管理を行うとともに、新たな取組の追加など、ビジョンの見直しの作業を行う。

④	1. 行政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次行政改革推進計画に掲げる事項の推進と着実な進行管理を行う。 ・ 大手町周辺公共施設をはじめとする市有財産の有効利用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政改革推進計画の進捗状況の定期的な公表 ○ 丸亀市行政改革推進委員会の開催：3回 ・ 市役所、市民会館、生涯学習センター等の耐震診断および今後のあり方について検討 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月末及び9月末、1月末現在における平成24年度の計画の進行管理を実施し、進捗状況を行政改革推進委員会と行財政対策特別委員会に報告した。1月末現在で91.4%の取組が計画どおりであり、行革効果額は累計で17億6千万円となった。 ・ 庁舎、市民会館、生涯学習センター、資料館の耐震診断を実施、いずれの施設も耐震性能の不足という結果となったため、今後、様々な角度から整備手法等について検討していく。
⑤	1. 子ども・子育て対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の就学前教育・保育のあり方を検討し、国の「子ども・子育て新システム」の受け皿となる体制づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに関する市の施策や市民ニーズ等の検証 ・ 人事交流、研修等の検討 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て新システム対策室会議や幼稚園教諭と保育士との会議を開催し、すべての就学前児童に対して教育・保育環境の質的・量的向上を図るため、幼保窓口の一体化や子育て関連3法の成立に伴った新制度に対応できる組織整備について検討した。 平成25年度は、「子ども子育て一元化準備室」を設置し、幼稚

					園・保育園の窓口一本化や質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供など地域の子育て支援の充実に向け検討を進める。
⑥	1. 中長期的な財政計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> • かつての競艇繰入金に依存した財政体質から脱却し、自ら確保できる歳入に見合った財政運営に向け一定の改善を得たが、安全・安心なまちづくり事業の主な財源である合併特例債や地方交付税の動向など、後年度における財政的影響を踏まえた、中長期的な財政計画を策定する。 • 前年度決算の報告説明資料のあり方(様式)に工夫を加え、事業の効果や評価を踏まえた予算編成に結び付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな財政計画の策定と見直し改定(9月) • 事業評価を反映した「主要施策の成果に関する報告書」の作成(新たな様式の構築) 	B	<ul style="list-style-type: none"> • これまでの歳入と歳出を総額ベースで比較監視する「財政健全化計画」の後継として、経常的な一般財源に対し、経常経費や投資的経費における所要一般財源を推計する「丸亀市中期財政フレーム」を策定した。 • 後期基本計画における政策体系ごとに、成果指標の事業評価を行い、決算における成果報告書と一体のものとして決算認定に付した。
	2. 税外債権の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> • 債権区分に応じた徴収手続の徹底を促し、滞納額を増やさないことを目標に引き続き税外債権の管理適正化に努める。 • 一定のルールのもと、司法手続きも含めた債権回収や処分など、全庁的取り組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> • 「債権管理標準事務マニュアル」の作成 • 所管課ヒアリングの実施 • ケースに応じた滞納処分の実行(所管課) 	B	<ul style="list-style-type: none"> • 税外債権管理指針に基づき、裁判所を通じた支払い督促(実績:上水道滞納債権2件) • 具体的な事務マニュアルを作成し、所管課ヒアリングを通じて事務フローの周知を図った。

⑦	1. 未利用地等の売却等の推進	・未利用地等の市有財産について、入札・分譲などによる売却や賃貸借を進める。	○売却見込額：30 百万円 (H23：343 百万円)	C	・初期の目標に達しなかった。 ○売却額：約 13 百万円
	2. 総合センター施設の有効利用の推進	・綾歌、飯山市民総合センター空室について、有効活用し、地域の活性化に努める。	・遊休スペースの有効活用	C	・庁舎 2F の空室については新年度から地域子育て支援拠点事業（ひろば型）に活用することとなった。引き続き 3F 議場の有効活用を検討したい。
				B	・本館 2F の賃貸借を、中讃広域行政事務組合と契約。
⑧	1. 電子入札システムの運用の拡充	・公共工事の入札事務の透明性や競争性の確保の観点から、入札手続をインターネット上で行うシステムの拡大を行う。	・システムの一部試行的運用 (1,000 万円以上の建設工事及び 500 万円以上の工事関連業務委託)	B	・予定どおり。 ○建設工事：133 件/288 件 ○業務委託：21 件/59 件
	2. 発注者別評価項目の拡大	・地域に貢献する地元建設事業者を的確に見極め評価するために、次回平成 25・26 年度受付のための新たな発注者別評価項目の公表を行う。	・消防団への加入等、新たな評価項目の公表 (H24 年 4 月)	B	・予定どおり。

	3. 総合評価落札方式の推進（試行）	<ul style="list-style-type: none"> 価格と品質の両面で優れた工事であると同時に、環境への配慮、維持管理費の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められて来ているため、平成 19 年度から導入した総合評価方式の試行的運用の対象件数を増加させる。 評価項目を充実させるため、新たな評価項目の追加・検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の対象とする案件数：1,000 万円以上の工事のうち、概ね 40 パーセントを目標とする。 市内業者の下請活用を図るための新たな評価項目を 6 月から追加する。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 予定どおり。 ○建設工事：57 件/133 件 (42.86%)
⑨	1. コンビニ収納の運用拡充	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険を除く全税目全保険料について納入しやすい環境整備を図るため、土日・休日や夜間も納付できるコンビニエンスストア収納を始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の利便性と納期内納付率の向上を図る。(23 年度課税分の軽自動車税から運用開始) 	A	<ul style="list-style-type: none"> 7 月末に予定どおりコンビニ収納を開始。2 月末現在で 7 億円程度がコンビニにおいて納税された。なお、コンビニ納付のうち、休日における納付が約 2 割、銀行受付時間以外の納付が約 5 割となっており、納税環境が十分整備されたものと考えられる。
	2. 滞納繰越分への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越となっている税金を、徴収に関する専門知識や実績の豊富な租税債権管理機構（中讃広域）へ、平成 23 年度に引き続き移管する。今後、平成 25 年度までに滞納繰越分全額を移管することで税収の増額を図る。また、市職員は、現年度分の徴収に重点を置き、 	<ul style="list-style-type: none"> 現年度未納分への対応強化 新規滞納者への対応強化 臨戸訪問主体の滞納整理から、財産調査や差し押さえを中 	A	<ul style="list-style-type: none"> 2 月末において、移管した約 10 億円（前年度約 6 億 8 千万円）のうち徴収額は約 3 億 1 千万円（前年度約 1 億 7 千万円）であり、徴収率 31.4%と前年度に比べ 7%上昇した。

		新たな滞納者を増やさないような体制を構築する。	心とした滞納処分に重きをおいて公平公正な税務事務を執行する。		
⑩	1、家屋現況調査への取組	・未登記物件を含め、家屋について、正確かつ公平公正な課税を目指す。	・現在旧市町において整合性のとれていない家屋図を統一するため全市域において家屋現況図を作成する。	A	・家屋現況図のデジタル化・統一化に向けた作業中。25年度5月中には完了し、今後は来年1月に撮影する航空写真とマッチングさせ、26年度以降の家屋現況調査に活用させる。

健康福祉部

部長：宮崎弘俊

《平成 24 年度の基本目標》

【基本目標①】 地域での見守り活動の充実

小地域において高齢者や障がい者、子育てに悩む人など援助を必要としている人に対し見守り、声かけなどを行い、行政との連携のもと地域で支えあう環境づくりを進めます。

【基本目標②】 保育所の耐震化及び民営化等の推進

保育所の耐震補強工事を計画的に実施するとともに、統廃合・民営化を推進します。

【基本目標③】 子育て支援の推進

子育て支援サービスの充実と体制整備を進めます。また、待機児童の解消を目指します。

【基本目標④】 高齢者施策の推進

第 6 次高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画に基づき、総合的・一体的な福祉サービスを提供していきます。

【基本目標⑤】 各種検診等の充実

各種検診等を充実させるとともに、「健やか まるがめ 21」後期計画の推進により、市民の健康増進に努めます。

【基本目標⑥】 救急医療体制の充実

救急医療体制の充実を図るための支援をします。

《重点的取組事項》

基本 目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1. 福祉協力員による地域での見守り活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員を中心とした地域での見守り活動の充実 社会福祉協議会を中心とした地域福祉推進体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 地域座談会の開催 独居老人情報の共有 地区社会福祉協議会の育成（コミュニティ福祉部会） 	B	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度から民生委員の担当区域ごとに地域座談会を開催している。（53 地区で実施） 独居老人 3,228 人中、2,243 人から個人情報開示の同意書を得た。 コミュニティ福祉部会での座談会を 10 地区で実施した。
②	1. 保育所施設の耐震補強及び統廃合・民営化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保育所施設の耐震補強等工事を計画的に施工する。 「子ども・子育て新システム」における幼保一体化施設「総合こども園」についての国の動向を注視しながら、保育所の統廃合、民営化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 青ノ山保育所耐震補強工事 飯野保育所の用地取得と改築工事の実設計 統廃合・民営化の対象園へ具体的説明会を実施 	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> H24. 12. 18 工事完了、H25. 1. 21 から保育を再開した。 H24. 10. 11 に用地取得が完了した。実施設計は H25. 2. 6 に契約し、平成 25 年度へ明許繰越を行い、設計中である。 統廃合民営化対象園となっている 3 園に対し、継続的な説明会を実施し、原田保育所については H26 年 4 月に城南保育所と統合することが決定した。

③	1. 発達障がい児の支援体制を確立	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、福祉課、健康課等との連携及び NPO との協働により、発達障がい児とその保護者に対する支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保・幼・小・中学校すべてで巡回カウンセリングの継続 ・NPO 法人との協働による支援 	<p>B</p> <p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 57 回、幼稚園 23 回、小学校 56 回、中学校 18 回の巡回カウンセリングを実施した。 ・発達障がい児支援協働事業推進委員会を随時開催し、NPO と関係各課との連携の中、研修会 12 回と相談事業等 103 回を実施した。
	2. 保育所特別保育事業等の計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ歳児保育、一時保育、延長保育を実施する保育所の増加を図る。 ・病児、病後児保育を実施する。 ・香川県の待機児童対策事業費補助制度及びしおや保育所の民営化実施等により、待機児童を発生させない態勢を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・しおや保育所での延長保育・土曜終日保育等の平成 25 年度以降実施に向けた準備計画 ・病児、病後児保育を病院で実施 ・待機児童の発生を抑制 	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H24. 4. 1 に社協園として開設した「しおや保育所」において、H25 より延長保育・土曜終日保育を実施する。 ・H24. 4. 1 より、おかだクリニック「おひさま」にて病児・病後児保育を実施し、2 月末現在、延 587 人が利用した。 ・昨年度は 6 月から待機児童が発生したが、今年度は県の対策補助制度及び「しおや保育所」の民営化の効果から、8 月末までは待機児童が発生しなかった。しかし、保育士不足等により、0 歳児の待機児童が H25 年 3 月で 17 名発生した。今後も統廃合等

					を推進し、効率的に保育士を配置することにより、一層の待機児童抑制に努める。
	3. 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・2箇所目を開設 ・平成25年度において新規開設の準備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飯山地区で新規開設 ・25年度新規設置に向けてNPO法人等と協議 	B B	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.4より、東小川児童センター内で、飯山南コミュニティによる、ひろば「たんぽぽ」を開設した。 ・来年度に向けて、新規に開設するため、事業者と協議をしている。
	4. ファミリー・サポート・センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター会員の更なる登録を目指すとともに、その活動の活性化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録会員を平成26年度までに600名を目指すとともに、利用促進を図る。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関(保育所、学校、子育て支援センター)等を通じて、チラシの配布、保育所での説明会、出張登録会を行うなどして、会員数・活動件数の増加に努めている。 ○事業実績 H22.7に事業開始 H22年度(7月より事業開始) : 会員146名、活動件数151件 H23年度 : 会員285名、活動件数627件 H24年度(2月末現在) : 会員385名 活動件数743件

④	1. 介護保険施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度までに特別養護老人ホーム 80 床分の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度中に実施事業者を選定する。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 予定どおり実施事業者を選定した。 平成 25 年度から選定事業者において特別養護老人ホームの整備に着手し、平成 26 年度末までに施設を開設する計画である。
	2. 地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ランチ（相談窓口）を開設し、高齢者の総合相談の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の老人介護支援センター5 箇所にランチを開設し、高齢者の総合的な相談窓口を拡充する。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 予定どおり 5 ヶ所に開設。 地域包括支援センターとの連絡会（年 6 回）を通じて連携を密にし、きめ細かい相談対応を行った。 各ランチで介護教室を開催し、その際に個別相談会を実施。（各 1 回×5 カ所）。 今後は各ランチと担当地域における民生・児童委員等の支援者、関係機関との連携の充実を図りたい。
⑤	1. 妊婦健康診査の助成の継続	<ul style="list-style-type: none"> 母体や胎児の健康確保のためには、早期に適切な保健指導を受けることが大切であり、助成券の交付により、妊婦の経済的負担を軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 14 枚の助成券交付を継続 	B	<ul style="list-style-type: none"> H24 年度末まで県の基金事業が延長され、妊婦健康診査受診票 14 枚の助成が継続できている。

2. がん検診受診率の向上	<ul style="list-style-type: none"> 検診をより受診しやすい日程で実施することで、受診率を向上させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん、肺がん検診の受診率向上 ○胃がん検診受診率：15.0% (H22：11.9%) ○肺がん検診受診率：30.0% (H22：27.6%) 	B	<ul style="list-style-type: none"> がん検診と特定健診との複合受診券にしたことと期間の延長やセット健診内容を工夫することによって、受診しやすくなった。また、自治会回覧を復活したことが、肺がん健診の受診率アップに繋がった。
3. 予防接種の継続	<ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がんの発生を予防するため、未成年者を対象にワクチン接種を継続する。 ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を継続することにより、小児の髄膜炎等の重篤な感染症を予防する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を継続 ○接種率：85.0% 	B	<ul style="list-style-type: none"> H24年度末まで県の基金事業が延長され、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種が、定期接種と同様に自己負担無料で継続できている。
4. 「健やか まるがめ 21」後期計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「健やか まるがめ 21」後期計画に基づき、市民の健康づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康チラシの配付 「健やか まるがめ 21 講座」の開催 食育ネットワーク連絡会の開催 	B	<ul style="list-style-type: none"> 広報折込チラシとして「まるがめ健康だより」を6回配付して、保健事業の周知と啓発に努めた。 個別の講演会を開催し、9月には合同イベントとして、『健やかまるがめ 21 フェスタ』を開催した。 食育推進計画のダイジェスト版を全戸配付して、啓発に努めた。 食育ネットワーク会議を6月に

					立ち上げたことにより、関係機関等が連携を図りながら、食育を効果的に推進していきたい。
⑥	1. 入院治療を必要とする救急医療を担う病院（第二次救急医療機関）の充実	<ul style="list-style-type: none"> 中讃圏域病院群輪番制の体制改善のため、参加医療機関（坂出市立・滝宮総合・善通寺・香川労災・回生）への運営補助金を増額し、設備整備補助金を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営補助金の増額 設備整備補助金の検討 	B	<ul style="list-style-type: none"> 中讃保健医療圏3市5町の協議により、輪番制病院事業を維持するため、運営費の補助総額をH23年度から5年後には2千万円になるように段階的に増額する予定である。また、香川労災病院、善通寺病院、回生病院に設備整備費補助金を交付する。 <ul style="list-style-type: none"> ○運営費 15,779 千円 （うち丸亀市 5,944 千円） ○設備整備費 33,490 千円 （うち県 22,326 千円、丸亀市 4,205 千円） 現在作成中の第六次香川県保健医療計画に、中讃地域に三次救急の救命救急センターを設置することを盛り込むように県に要望した。

生活環境部

部長：笠井 建一

《平成 24 年度の基本目標》

【基本目標①】 協働の推進

市民の自治活動であるコミュニティ活動と市民公益活動を促進するため、活動の主体であるコミュニティやNPO法人、ボランティア団体などの支援を進めるとともに、「協働」事業に取り組みやすい環境を整えていきます。

【基本目標②】 地域公共交通の利用促進

市民の日常活動に必要な生活交通としての陸上交通（JR、琴電、コミュニティバス、タクシー等）と海上交通（離島航路等）を包括的に捉え、地域公共交通総合連携計画に基づき、コミュニティバスや離島航路の利用促進について、地区コミュニティと連携を図りながら進めていきます。

【基本目標③】 地球温暖化の防止

環境にやさしい新エネルギーの利用と省エネルギーを推進し、地球温暖化の防止に取り組みます。

【基本目標④】 適正なごみ処理、リサイクル社会の推進

市民と行政が協働して、環境美化、循環型社会の構築を目指します。

【基本目標⑤】 効率的で快適な窓口サービスの提供

多様化する住民ニーズや制度改正にも的確に対応し、効率的で快適な窓口サービスを提供していきます。

【基本目標⑥】 医療費の適正化

医療費の適正化等の措置を全庁的な取り組みによって推進し、国民健康保険事業の運営の安定化を図ります。

【基本目標⑦】 生涯学習の推進

市民一人ひとりの学びのためにライフステージに応じた学習機会の提供を行ないます。

【基本目標⑧】 市民体育の推進

市民の健康増進と豊かな人間関係の構築のために、各種団体と連携し、スポーツに親しめる環境をつくり、地域に根差したスポーツを推進します。

【基本目標⑨】 香川丸亀国際ハーフマラソン大会の開催

今後、より参加者にとって楽しんでもらえる魅力ある大会になるよう、また、丸亀市を全国にPRできるような大会にしていきます。

《重点的取組事項》

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1. 各種補助事業の活用による団体の活動支援	・自治体をはじめ、様々な団体が行っている補助事業等の活用や情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行う。	○補助事業活用件数：7件	A	・現在、自治体及び様々な団体が行っている補助事業活用件数は、目標件数を超えた。 現在の件数：30件 うち市の補助事業：21件 他団体等補助事業：9件
	2. 協働事業の促進	・提案公募型協働事業と市からの提案による協働事業の周知に努め、事業促進を図る。	○協働事業 6件	D	・提案公募については、応募なし。 市提案型は14件（前期8件、後期6件）の事業に対して、2事業実施した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・庁内で行っている協働事業を集約し周知することで協働への認識を深める。 		<p>B</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内各課で取り組んでいる協働事業については、4月号市広報および市HPで、事業内容・件数等を周知し、協働への認識を改めるよう努めた。 件数：67件 ・協働推進計画の検証のために市民アンケート、市と提案公募型協働事業を行った市民活動団体及び市担当のヒアリングを実施した。
②	1. コミュニティバス利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通マップなどを活用し、コミュニティの行事等に利用できるようPRし、利用促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの組織（各部会、老人クラブ、子ども会等）に向け、その団体の行事、活動に利用できるようプランを立て、機会を捉えてPRをする。 ○PR活動等：17コミュニティ 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・13地区のコミュニティセンター所長にバスの利用促進方法を相談した結果、5地区については老人会や自治会役員研修会の場でバスのPRを行ったが、そのほかの地区についてはできなかった。平成23年4月の路線・ダイヤ改正以来、乗客数は増加しているが、今後さらに計画的なPRを継続的に行いたい。

	2. 離島航路利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を支える航路の存続を図るため、離島航路運行事業者が離島航路の経営改善を実行できるよう、各種団体等へPRし、利用促進を図る。 		D	<ul style="list-style-type: none"> 広報6月号で島訪問を呼びかける記事を掲載した際に、船のPRも行った。そのほかの利用促進ができなかったため、今後はもっと重点的に取り組んでいく必要がある。
③	1. 環境にやさしい事業所登録制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい取組を実践する事業所の登録を推進し、環境に配慮した事業活動を実施してもらい、CO2排出量の削減に取り組む。 	○登録件数：165件	B	<ul style="list-style-type: none"> 事業所登録件数は168件で目標数値に達した。 環境に対する取組を3つ以上実施し、それぞれ設定した数値目標の達成率を毎年度、自己評価するエコリーダー事業所は、登録数44件、数値目標でなく、幅広く一般的な3つの目標を設定し、達成率を自己評価するエコハート事業所は、登録数124件であり、引き続き推進したい。
	2. 住宅用太陽光発電システム導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システムの普及促進を行うことで、クリーンエネルギーの利用の推進と市民の環境意識の高揚を図り、地球温暖化防止に寄与する。 	○設置件数：225件	B	<ul style="list-style-type: none"> 4月2日に受付を開始し、2月28日に予約申請の受付を終了した。(受付件数468件) 3月29日まで補助金交付申請の受付を行った。

	3. 「緑のカーテン」の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴーヤやアサガオ、フウセンカズラなどのつる性植物の種を配布して、楽しく気軽に育てるだけで地球温暖化防止に役立つ「緑のカーテン」づくりを積極的に推進する。 ・取れた種を市民から市民に配付してもらい、地域間の輪が広まるような取り組みを推し進める。 	○予算による設置数 500箇所	B	<ul style="list-style-type: none"> ・種の窓口配布件数は450件であったが、実際には窓口配布以外に、前年に収穫した種を分け合い取り組んだ参加者も含めると実際の件数は目標数を越えた。パネル展や収穫したゴーヤを使ったレシピを配布して普及を行っていく。
④	1. 資源ごみの盗難防止	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの持ち去り事案に対応するため、「丸亀市資源ごみ持ち去り防止要綱」（平成21年12月1日施行）に基づき、資源ごみの盗難防止に向けての取り組みを引き続き推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ等との連携 ・監視パトロールの実施 ・資源ごみステーションに持ち去り禁止看板を設置 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティや広報を通して、朝出し徹底を依頼した。 ・早朝監視パトロールの回数を増やし、監視の強化を図った。 ・更なる盗難防止対策として、条例改正により罰則規定を設け取締りを強化する。（条例は、平成25年4月1日施行）
	2. 不法投棄ごみの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ組織やごみ減量等推進員と連携して、不法投棄の監視を強化し、未然防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティへの周知 ・監視パトロールの実施 ・不法投棄場所等に看板等を設置 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・市内を4地区に分け、計画的なパトロールを実施した。 ・コミュニティ単位で委嘱しているごみ減量推進員から情報収集を行った。 ・警察と連携して、悪質な不法投棄には厳正な対応を取った。（警察への摘発7件）

	<p>3. ごみの発生抑制や排出抑制を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対して発生抑制に重点を置いた3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する。 ・蛍光灯を資源ごみとして分別収集する。 ・小型家電の分別収集について検証し、必要に応じた取り組みを推進する。 ・減少傾向の生ごみ処理機の設置件数を増やすため、生ごみ処理機の貸し出し制度を新設し、広くPRする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機の利用促進 ○設置件数：150件 ・ごみの分別や発生抑制の啓発とごみの処理等の情報公開 ○広報掲載：3回 ・環境教育の充実(出前講座・職場体験・施設見学の実施) ○年間実施回数：12回 	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器の利用促進のため段ボールコンポストを補助対象に追加した。 ○設置件数：45件 ・ごみの発生抑制・減量化に関する市民啓発 ○広報掲載：4回 ・環境教育の充実 ○年間実施回数：20回 (出前講座3回、職場体験1回、施設見学10回、段ボールコンポスト学習会6回)
<p>⑤</p>	<p>1. 窓口業務の効率化と市民目線での対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務の効率化を図るとともに、親切・丁寧・的確な窓口対応に努める。 ・法改正に伴う新しい外国人在留管理制度等、新制度への対応について迅速・適切に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書等の発行の迅速化 ・親切丁寧な対応により、市民の満足度を高める。 ・外国人在留管理制度改正への適切な対応と外国人に対する住民サービスの保持 	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の繁忙期における窓口証明発行業務に派遣職員を配置し、受付窓口を拡張することにより、窓口サービスの維持を図った。今後も親切・丁寧・的確な窓口サービスの提供に努めたい。 ・外国人在留管理制度の移行に際しては、通知書類及び来庁者に対して4言語(日本語、英語、中国語、スペイン語)で対応すると同時に、研修生雇用企業へも別途説明会を開催し、法改正

					制度説明を実施する等対処したため、混乱を招かずに制度改正を実施できた。今後も外国人住民へのスムーズな窓口対応・業務処理に努めたい。
⑥	1. 国民健康保険医療費適正化計画に基づき医療費を削減し、地域差指数を改善	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査及び特定保健指導の効果的・効率的な実施による糖尿病等の生活習慣病の予防対策に努めることにより、中長期的な医療費増加の抑制に努める。 ・香川県の「医療費適正化計画」の実施に併せ、本市における※5 後発医薬品の使用促進策を積極的に推進していく。 ・レセプトの電子化に併せた点検の充実強化により、不正請求・過剰医療防止による医療費適正化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査及び特定保健指導受診率の向上策の策定 ・後発医薬品差額通知の実施 ・レセプト2次点検を国保連合会へ委託 ・また、整骨院等の不正請求防止策として新たに療養費に係るレセプト点検を実施 	C B B	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度での受診率向上策としては、受診期間の延長、集団健診場所の変更、未受診者への勧奨通知発送等を実施したが、期待したほどの成果は得られなかった。 ・平成24年6月に発送開始した。 ・平成24年度から国保連合会へ委託している。 ・平成24年度より専門業者委託で実施している。
⑦	1. 生涯学習講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のニーズを把握しながら、環境問題や消費者問題など現代社会の課題について学ぶ講座を開催する。 	○新規講座を含む市民講座の開催数(26講座)	C	<ul style="list-style-type: none"> ・32講座について受講生を募集したが、最少催行人数の10名に満たない講座があったため、24講座の開催となった。

	2. 家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 就学時健康診断の待ち時間を利用することで、普段、就労等で家庭教育の講座等に参加しにくい保護者への学習機会の提供を行なう。 	○「子育て学習会」を市内全小学校で実施	B	<ul style="list-style-type: none"> 次年度就学予定児のいる16校全てで実施した。引き続き実施したい。
⑧	1. 市民体育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生涯スポーツ人口の拡大と市民の体力向上や健康増進を目標として、地域に根差した市民体育を推進する。 各種団体と連携を図り、スポーツに親しめる環境をつくる。 体育施設の効率的な運営を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 「丸亀市スポーツ振興ビジョン」(仮称)の策定 プロスポーツと連携し地域の活性化を図る。 スポーツ推進委員の資質向上を図る。 体育施設の改修計画の策定準備 	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予定どおり3月に策定できた。より多くの市民に理解してもらえるよう概要版も策定した。 9月に県及び定住自立圏域市町合同でイベントを開催し、地域の活性化を図った。 11月の全国大会や1月の四国地区大会など県外の研修会にも参加し、スポーツ推進委員の目指す方向や資質の向上を図った。 課内において、各施設の調査を充分に行い、改修計画の策定を進めることとした。
⑨	1. 香川丸亀国際ハーフマラソン大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市を国内外に発信できるスポーツイベントとして参加者満足度の向上を図る。また、市民が参加、又は応援することで、スポーツに関心を持っていただき、スポーツによる「健康づくり」への意識を高め、地域の活性化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 第67回香川丸亀国際ハーフマラソン大会の開催(2月) ○参加者数： <ul style="list-style-type: none"> ハーフ：10,000人 (H23：11,277人) 	A	<ul style="list-style-type: none"> 天候にも恵まれ、国内外から昨年以上の参加があった。運営においても、各関係団体から多大な協力を受け、参加者が安心して、なお一層、満足する最高の大会にできた。

		<ul style="list-style-type: none"> 関係団体との連絡調整を十分に図り、市民が安心して参加できる大会にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 3km : 1,500 人 (H23 : 1,186 人) 1km : 250 人 (H23 : 252 人) 	<ul style="list-style-type: none"> 昨大会同様、チャリティーイベント（オークション、チャリティーポスター等）を実施した。収益金は義援金として桃・柿育英会東日本大震災遺児育英基金に寄付する。 今大会より公衆浴場組合の協力により、参加者の入浴料が無料となった。 ○参加者数 <ul style="list-style-type: none"> ・ハーフ : 11,549 人 ・3km : 1,087 人 ・1km : 174 人
--	--	---	--	---

都市整備部

部長：松浦 潔

《平成 24 年度の基本目標》

【基本目標①】 中心市街地の活性化

中心市街地における定住人口の増加を図るとともに、地域資源の活用により街なかのにぎわいを創出します。

【基本目標②】 都市景観の形成

景観法に基づく景観施策を実施し、積極的な景観形成の推進を図ります。

【基本目標③】 耐震改修の推進

建築物等の計画的な耐震診断、耐震改修を促し、もって大地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、財産を守ります。

【基本目標④】 公園の整備

総合運動公園の拠点施設となる本格的な野球場を防災機能を有する施設として整備するとともに、都市公園の遊具等を改修し、安全安心な公園整備に努めます。

【基本目標⑤】 緑化の推進

二酸化炭素削減、生態系保護を目的とし、市民との協働により緑化を推進し、緑地の保護育成を進めます。

【基本目標⑥】 道路の整備

さぬき浜街道の全線 4 車線化と周辺道路の早期完成を図るとともに、生活道路としての市道の適正な維持管理に努めます。

【基本目標⑦】 災害に強いまちづくりの推進

港湾等施設の高潮対策事業、排水施設及び排水路等の整備を促進するほか、港湾・漁港施設の適正な維持管理に努め、東汐入川緑道公園を沿岸部の防災公園として整備します。

【基本目標⑧】 適正な市営住宅の管理

必要に応じて計画的に市営住宅の補修事業を実施します。

《重点的取組事項》

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1. まちなか定住・中心市街地活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活かした居住環境の整備を行い、まちなか定住の促進を図るために平成 22 年度のアンケート調査結果をもとに、住民との協働事業の中で、現状の課題等を認識していただくとともに、平成 24 年度は、香川大学の教授及び学生と協働し、地域資源を発掘する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の（課題、資源）の調査 地域－大学－市役所の連携体制の確立 まちなか資源を見直すワークショップ企画開催 高齢者優良賃貸住宅の建設補助制度の改善要求もしくは、廃止の検討 	C	<ul style="list-style-type: none"> 香川大学の西成准教授研究室による、まちなか定住促進に関する調査業務を完了した。報告書の内容を検討し、今後は、地域－大学－市役所の連携体制の確立を図るとともに、市内部でもプロジェクトチーム等によるまちづくりに関する議論の場を設ける。また、学生による地域活性化の施策を検討する。 高齢者優良賃貸住宅の建設補助制度は、引き続き制度の改善策等を調査検討する。

	2. こんぴら湊－丸亀街道の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・金毘羅街道（丸亀街道）とその周辺に点在する歴史的遺産を生かし、市民の意見を反映しながら一体的な整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民とのワークショップの開催（5～12月） ・社会資本整備総合交付金事業において、交差点、景観舗装、ポケットパーク整備、史跡等案内看板設置を実施 ・歴史・食・文化を活用した関係各課の連携 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、こんぴら湊－丸亀街道ゾーン整備事業を継続中であり、高質空間形成として、景観舗装、ポケットパークの整備を完成した。また、今年度、3回目となる地元とのワークショップを実施し、来年度以降の事業内容についてコンセンサスを得た。今後も、事業を継続し、随時、工事発注等を行うとともにボランティアガイドの育成等ソフト事業についても検討、実施したい。
②	良好な都市景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の特色等を生かした個性的で美しい景観づくりに向け、景観計画に基づき市民との協働のもとに丸亀市らしい市街地景観づくりを進めるために、景観計画等の啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域内における行為の届出に対し景観審査会を開催 ・景観重要樹木調査を行う。 ・景観計画啓発を行う。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく行為の届出について、平成24年度では12回の景観審査会を開催、審査を行い、申請者に多くの協議、アドバイスをを行った。今後は、景観重要建造物調査を行い、景観計画啓発のため、シンポジウム等を行う。

③	1. 耐震改修促進計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災による地域防災計画の変更を踏まえ、香川県、関係団体等と連携して、近い将来、発生が予想される大規模地震による住宅・建築物の倒壊等から、人的被害や経済的な被害を軽減するため、既存の建築物の耐震化を総合的、かつ計画的に促進し、地域の特性を活かした計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市地域防災計画の変更をふまえ、丸亀市耐震改修促進計画の策定 	E	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市地域防災計画の変更の公表により、今後は、耐震改修促進法の改正も予定されており、現在、実施中の民間住宅耐震対策支援事業等の制度拡充のためにも、引き続き、策定を検討する。
	2. 民間住宅耐震対策支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市内にある住宅の耐震対策をする者に対し、補助金を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断補助（費用の2/3で上限6万円） ○補助件数100件 耐震改修補助（費用の1/2で上限60万円） ○補助件数：10件 	B	<ul style="list-style-type: none"> 今年度、民間住宅耐震診断27件、耐震改修工事6件の申請があった。今後は、香川県との連携をとりながら当事業の制度拡充を行うとともに、HP、広報紙によるPRはもとより、戸別訪問を実施し、当事業の啓発を行いたい。
④	1. 東汐入川緑道公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> 東汐入川埋立地の防災環境の向上を図るため、市民との協働により公園を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基盤整備、耐震性貯水槽整備 	C	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性貯水槽（防火水槽）の設置は完了した。現在、基盤整備の工事を行っている。今後も継続して整備を進める。
	2. 公園施設改修事業	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設長寿命化計画に基づき、施設整備・改修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の改築・改修 	B	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は、アンケート調査を参考に11公園について、遊具など公園施設の改築、改修を行った。今後も緊急性の高い箇所から改修工事を実施する予定。

	3. 花と緑の名所公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民ボランティアやNPO、コミュニティとの協働により、「花と緑の名所」となる新しいスポットを整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 花と緑の名所整備 	B	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業との協働により駅前花壇の維持管理を徹底し、丸亀市の玄関口に相応しい美観向上に努めた。
	4. 総合運動公園整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市総合運動公園を地域防災拠点と位置づけ、整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 野球場整備 防災公園整備の検討 	B	<ul style="list-style-type: none"> 造成基盤整備などを経て、メインスタンド新築工事、外野芝生広場整備工事に着手した。地域防災拠点として望ましい施設や既存施設のあり方について検討する。
⑤	1. 緑の基本計画に基づくアクトプランの実施	<ul style="list-style-type: none"> 公園の積極的活用のための周知・PRを促進する。 保存樹木、保存樹林の指定 緑化ボランティア制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 公園マップの作成 保存樹木、保存樹林の指定、看板改修 委託、協働の具体的事例の検証 	B	<ul style="list-style-type: none"> 公園マップについては、ホームページへの掲載を踏まえた内容で作成している。 保存樹木、保存樹林については、今後、緑のまちづくり審議会にて審議する予定。 緑化ボランティア制度については、綾歌森林公園をモデルケースとし、ワークショップを開催した。
⑥	1. さぬき浜街道の4車線化と周辺道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度さぬき浜街道の4車線化全線開通に向けて事業を進める。 御供所地区埋立地の周辺道路を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度4車線の開通に向けて工事の進捗 富士見町御供所町地区で工事の進捗 	B	<ul style="list-style-type: none"> 富士見大橋の撤去及び横断歩道橋の下部工工事が完成した。引き続き、平成25年度末の4車線開通に向けて、道路改良工事等を行う。

					<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市漁港協同組合の用地買収契約が完了し、用地の明渡し後に道路改良工事を行う。
	2. 街路土居城東土器線（労災病院横南北線）の整備	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制整備の一環として、国道11号から労災病院までの都市計画道路を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 街路土居城東土器線の事業の進捗 	B	<ul style="list-style-type: none"> 3件の用地取得が完了した。今後は、用地交渉中の聖池東側の道路が狭隘部分の用地取得を行う予定。
⑥	3. 生活道路としての市道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性の高いものから整備を進めるとともに、計画的な道路の維持管理に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性の高いものから整備を進めるとともに、計画的な道路の維持管理 	B	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性の高い道路の整備（舗装補修）を行い、計画的な道路の維持管理に努めた。今後も引き続き整備予定路線の整備を計画的に行い適正な維持管理を図る。
	4. 橋りょう長寿命化修繕計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 従来の事後的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕などにより、橋りょうの長寿命化を図り、コスト縮減と安全性を確保するため、重要な橋りょうの「橋りょう長寿命化修繕計画」を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 橋りょう長寿命化修繕計画を策定 	B	<ul style="list-style-type: none"> 橋長5m以上の橋りょうの点検を今年度完了した。今後も引き続き2～5mの点検を行い、点検結果をもとに橋りょう長寿命化修繕計画の策定を行う。
⑦	1. 港湾等施設における高潮対策事業の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年の高潮被害発生箇所において、港湾・漁港施設の高潮対策を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 青木港、小手島漁港において、事業を促進 手島港において、対策工事に着手 	B	<ul style="list-style-type: none"> 青木港、小手島漁港において高潮対策工事を実施した。 手島港において高潮対策工事に着手した。今後とも継続して事業推進を図る。

	2. 排水路改修事業、排水施設整備事業、砂防改修事業の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 排水路、排水ポンプ場・水門等の改修や砂防改修を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水路の老朽化等による機能低下を改善 排水機能の強化と合わせ、内水氾濫を低減するための施設を整備 土砂災害を低減するため流路工を整備 	B	<ul style="list-style-type: none"> 排水路改修事業として、中津町、津森町、土器町西七丁目他における整備工事を実施した。 排水施設整備事業として、中津下川排水ポンプ場における排水機の増設工事他、城東町一丁目・清水川沿川地区における内水氾濫低減のための施設整備を行った。 砂防改修事業として、広島町立石地区、釜の越地区、本島町小阪地区における流路工等の整備工事を実施した。今後とも継続しての事業推進を図る。
	3. 港湾・漁港施設の長寿命化計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 港湾・漁港施設長寿命化計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 手島港他において維持管理計画書を作成 笠島漁港において機能保全計画書を作成 	B	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理計画書は、手島港・青木港・里浦港・小浦港での策定が終了した。 機能保全計画書は、笠島漁港施設の策定が終了した。今後は未策定漁港における早期の計画策定を図る。
⑧	1. 市営住宅外壁等の改修	<ul style="list-style-type: none"> 外壁・屋上の防水や設備等の改修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 外壁等の改修(長友団地等) 	B	<ul style="list-style-type: none"> 予定どおり長友団地 4・5・6 棟(16 戸)及び平山ハイツ(16 戸)の外壁等改修工事を行った。

産 業 文 化 部

部 長：山 田 哲 也

《平成 24 年度の基本目標》

【基本目標①】 産業の振興

産業振興により地域の活性化を推進するための産業振興計画を策定し、諸施策の実施に取り組みます。

【基本目標②】 観光の振興

歴史・食・文化を活用した滞在型観光客の誘致に取り組みます。

【基本目標③】 文化・芸術活動を通じた生きがいづくり

既存文化施設を中心に市民を主体とした文化・芸術活動を推進し、あらゆる世代が生きがいを感じられるよう努めます。

【基本目標④】 農業の振興

農業の多様な担い手の育成・確保や集落営農の組織化・法人化及び農業者戸別所得補償制度の実施に向けて周知・支援に努めます。
また、遊休農地の解消及び未然防止に取り組みます。

【基本目標⑤】 つくり育てる漁業の推進

沿岸漁業や淡水漁業の健全な発展のため、重要稚仔などの放流事業等を継続して行ない、資源の安定確保を図ります。

【基本目標⑥】 土地改良事業の推進

土地改良事業を推進して農業の振興を支援します。

【基本目標⑦】 地籍調査事業の推進

地籍調査事業を推進して、土地をめぐる行政活動や経済活動すべての基礎データの整備に取り組みます。

《重点的取組事項》					
基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1. 丸亀ブランドの確立・発信	<ul style="list-style-type: none"> 代表的地場産品であるうちわ、桃、骨付鳥等を地域ブランドとして確立し、全国へ発信することで産業全般の振興を図る。 (仮称) うちわの常設展示館・物産館における必要な施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> うちわ連合会をはじめとする関係諸団体との調整 	A	<ul style="list-style-type: none"> イベント等を通じ、代表的地場産品である桃、骨付鳥等を全国にPRした。特に、骨付鳥は、ご当地キャラクター『骨付じゅうじゅう』が民活による商品やデジタルコンテンツに幅広く利用され、本市の知名度の向上やイメージアップに繋がった。 うちわ連合会をはじめとする関係諸団体からの要望等を含めた基本構想をとりまとめた。
	2. 雇用対策	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急雇用対策を活用し、雇用対策事業を継続する。また、ハローワーク等他団体と連携し、ワンストップサービスの就労相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の緊急雇用対策事業の活用 ワンストップサービスの就活・職業相談会の実施 	B	<ul style="list-style-type: none"> 『丸亀名物骨付鳥』ブランド化委託事業の新規雇用者7人、ゆるキャラ運営事業の新規雇用者4人、瀬戸内国際芸術祭2013運営及び案内業務委託事業の

					<p>に新規雇用者 5 人、計 3 事業 16 人に国の緊急雇用対策事業を活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たにシルバー人材センターと連携し、就活・職業相談会を実施した。
	3. 地元企業への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地元中小企業の経営安定化対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援対策の更なる充実（市中小企業融資等の保証料、利子の補給） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 2 月末現在の融資実績は、34 件、1 億 8620 万円。今後も更に周知等を行い、利用促進を図る。
	4. 産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の資源を最大限に活用し、地域に根ざした産業振興施策の実施に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市産業推進会議を中心として丸亀市産業振興計画（仮称）の策定 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市産業振興計画の策定が完了した。次年度からは計画に沿った新規施策等を実施する。
②	1. 丸亀城や塩飽諸島などの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・現存する木造天守 12 城のひとつである丸亀城や風向明媚な塩飽諸島、丸亀市発祥の「骨付鳥」などを広く PR し、観光客をさらに誘致する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀城や塩飽諸島を活用した観光客の誘致 ・「骨付鳥」の普及活動の拡充 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀城を中心とした観光のさらなる振興を図るとともに丸亀発祥の「骨付鳥」の普及宣伝に努めた。天守入場者数は、前年度を上回っている。
	2. 滞在型観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在型観光を推進するため、宿泊を伴う団体旅行等への助成制度を創設し、観光客誘致に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光産業を中心とした地域産業の活性化を図る。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・団体旅行や大規模な会議等の誘致により、観光産業を中心とした地域産業活性化に努めた。 ○団体旅行 14 件 (5,020 人) ○コンベンション 11 件 (2,362 人)

③	1. 瀬戸内文化芸術支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 塩飽諸島における芸術活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 島々の活性化や文化芸術の振興 瀬戸内国際芸術祭開催に向けた取り組み 	B	<ul style="list-style-type: none"> 東京の美術大学生 27 名による塩飽諸島での作品創作活動の支援（HOT サンドバルプロジェクト）を実施し、本市文化芸術の振興と島々の活性化を図った。
	2. 芸術鑑賞教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> 芸術鑑賞に係る学校、地域等への出前教室の実施回数を増やし、あらゆる世代と一緒に芸術にふれる機会を提供することで、豊かな感性の育成、世代間・地域間交流を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 芸術家派遣事業などを通じて市民を主体とした文化、芸術活動を推進する。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 地域出前教室を実施し、市民が芸術に触れる機会を設けるとともに地域間交流の促進に努めた。 ○地域出前教室（城北、城乾、垂水、飯山南）
④	1. 認定農業者等の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営改善計画に基づく指導・啓発を図りながら、農業生産の増大と共に地産地消など、時代のニーズにあった経営の多角化に取り組めるよう、担い手育成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市担い手育成総合支援協議会の活用 経営改善方策の指導・啓発（通年） ○指導啓発回数：12 回 認定農業者数：92 人 	B	<ul style="list-style-type: none"> 当協議会を中心に担い手農家の経営改善方策について、指導啓発を行い、認定農業者の育成確保に努めた。引き続き、当協議会を支援し、認定農業者の掘り起こしに努める。 実績：92 経営体
	2. 集落営農の組織化・法人化	<ul style="list-style-type: none"> 特定農業団体等の法人化に向けた説明会を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市担い手育成総合支援協議会の活用 法人化に向けた説明会の実施（随時） ○実施回数：20 回 参加人数：200 人 	B	<ul style="list-style-type: none"> 当協議会を中心に、集落営農組織が法人化に向けた取組を支援するため、研修会、視察研修を支援し、本年度 2 法人設立した。

	<p>3. 農業者戸別所得補償制度の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者戸別所得補償制度の実施に向けた周知及び支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市農業再生協議会の活用 ・対象農家への啓発活動の実施（4月） <p>○啓発回数：1回 周知対象人数：5600人</p>	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当協議会を中心に対象農家への指導啓発を行い、水稻作付面積を配分し、戸別所得補償制度の周知を行った。（3月に繰り上げて実施）
	<p>4. 遊休農地の解消と未然防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用状況調査により、遊休農地の所在・現況等を的確に把握するとともに、当該所有者の意向確認をとり、貸借等へのあっせんに繋げていく。 ・周辺農業に与える影響が大きい、再生利用の可能な農地等を重点的に解消 ・農地法に基づく遊休農地所有者等に対する指導 ・各集落・地域で中心となる農業経営体の絞り込み・人材の発掘に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用状況調査の実施（島しょ部の実態調査含む） ・再生利用交付金等の活用に向けた普及推進 ・認定農業者・新規就農者及び集落営農等の法人化の支援 <p>○年度解消目標面積 10ha</p>	<p>C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに山林化した中山間地の荒廃農地（再生利用困難）を加えたため、今年度調査結果は187.3haで前年比56.3haの大幅増となった。約16haが解消されたが、他方で再生可能な荒廃農地が同程度、新規発生（再発生）した。全体の約25%を占める再生利用可能な農地に対する取組として、所有者に対する指導の徹底、貸借希望者の掘り起こしと双方への農地情報の提供が課題である。
<p>⑤</p>	<p>1. 重要稚仔などの放流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀沿岸の海面や河川へ、重要魚種の稚魚等を放流する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗や稚魚（クルマエビ・フナ等）の放流（5月～1月） <p>○放流数量：約1.8t クルマエビ漁獲高：約3t</p>	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海面へは、例年どおりアイナメを5月に、クルマエビを6月に放流を実施した。 ・内水面では、11月から翌年2月に、フナなどを市内河川に放流した。

⑥	1. 農地・水保全管理支払交付金 (共同活動支援交付金) (向上活動支援交付金)	<ul style="list-style-type: none"> 共同活動支援交付金を活用して農地や農業用水などの農村の環境や美しい景観を、農業者のみならず地域ぐるみで守り育てていく共同活動を支援する。 また、向上活動支援交付金を活用して地域共同による農業施設の長寿命化のため補修・更新事業の効率的な計画実施を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地及び農村環境の向上、資源の適切な保管管理、活動計画に記載したすべての農地、施設について活動を実施 農業施設の長寿命化の為地域の農業施設事業の計画及び実施・施工管理 	B	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から5年間の第1期が完了した。平成24年度からの第2期としては、共同事業32地区。また、その内19地区が向上対策事業に取り組んだ。
	2. 農業施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 香川用水の再編整備や垂水地区の農道整備(県営)、綾歌中部地区のほ場整備(県営)などを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進のため地元調整等 	C	<ul style="list-style-type: none"> 国営土器川沿岸地区及び県営綾歌中部地区については、予定どおり進捗しているが、垂水農道については、垂水神社参道東側区間について一部で用地交渉が難航したため、計画変更し、実施している。
	3. 香川用水土器川沿岸地区地域用水機能増進事業	<ul style="list-style-type: none"> 香川用水土器川沿岸国営農業用水再編対策事業のソフト事業として地域用水機能の増進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線水路の維持管理や土砂溜りの設置及びワークショップによる景観親水機能の増進 	B	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域でのワークショップにより、景観親水機能の重要性を地域住民や農業者に理解を深める活動を実施した。

	4. 震災対策農業水利施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ため池決壊時の浸水想定図をもとにハザードマップを作成し防災意識の向上と被害の回避と軽減を図る。また、ため池の耐震診断等により耐震化整備を実施することで、災害の未然防止を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 貯水量 10 万トン以上のため池についてハザードマップの作成と耐震診断の実施 	C	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度繰越分の旧丸亀地域の 15 箇所のため池については、ため池管理者等のヒアリングと浸水想定解析を行い、完成した。また、綾歌地区 5 箇所飯山町地区 3 箇所のため池についても、平成 25 年度早期完成に向け実施している。
⑦	1. 地籍調査事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市の全体面積 111.80k m²のうち旧丸亀市地区 63.75k m²、総筆数 136,000 筆について（換地処分地区は除く）、平成 23 年度から 20 年間（島嶼部 5 年間を除く）で地籍調査を実施する。 ※旧綾歌町地区 27.15k m²及び旧飯山町地区 20.03k m²については、既に完了している。 地籍調査を推進、実施することにより、以下のような効果が見込まれる。 ○土地境界を明確化 ○登記手続の簡素化・費用縮減 ○土地の有効活用の促進 ○公共物管理の適正化 ○災害復旧の迅速化 ○課税の適正化・公平化 ○システム化による多方面での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> 地籍調査の実施 平成 24 年度実施予定地域：垂水町の一部（字上池他 5 字地区） 面積：1.32k m² 筆数：2,787 筆 平成 23 年度工区の登記所への送付 	B	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度現地調査を終えた区域の面積測量及び本閲覧を終了、10 月に工程検査を実施し、12 月末までに国の承認、県の認証を受けた。並行して平成 24 年度実施区域の現地調査を 12 月末までに行った。図根点測量については、残り垂水町の全ての選点を行い、10 月末に地籍図根三角測量の検査、1 月に地籍図根多角測量検査及び一筆地調査検査、一筆地測量の後の 3 月に市・県検査を完了した。

会 計

会計管理者：前 田 博 司

《平成 24 年度の基本目標》

【基本目標①】 公金の保護の推進

公金については保護を第一義とし、全庁で連携して適正な保管及び運用を行うことを目標とします。

《重点的取組事項》

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1. 公金の保護対策を全庁で実施	・歳計現金及び基金並びに企業会計の資金及び基金について、全庁で連携した事務処理を行い公金の保護に努める。	・預金先金融機関の破綻などに備え、関係部課で連携して公金の適正な管理、保管を行うとともに、確実な運用を行う	B	・関係部課を対象に債券の研究会を開催し、債券の状況等について研修を行うとともに、関係各課の公金の保管、運用状況の共有化を行った。

	<p>2. 正確かつ迅速な会計事務の遂行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為、支出命令等を厳正に審査し、適正かつ迅速な執行に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な会計事務を遂行するため、問題点を調査研究するとともに、総務担当者会などを通じて情報の提供を行い、各課担当者の事務能力の向上を目指します 	<p>B</p>	<p>県内 8 市の会計事務担当者と情報交換を行い、審査等の参考にするとともに各課担当の事案について解決や処理の適正化などに反映し、適正かつ迅速な執行に努めた。</p>
--	--------------------------	---	---	----------	--

競艇事業部

部長：山岡義國

《平成 24 年度の基本目標》

【基本目標①】 ナイターレース開催による収益の確保

ナイターレースの開催により、全国的な市場の拡大を図るとともに、場内ボートピア化に向けて、新施設を有効に利用する営業展開を図り、収益を確保します。

【基本目標②】 施設改善による事業の継続性の確保

施設改善により既存ファンの定着化や新規ファンの獲得など、将来にわたる事業の継続性を確保します。また、新施設が競艇ファン以外にも集いの場となるよう各種ソフト事業の充実を図ります。

《重点的取組事項》

基本 目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1.「まるがめブルーナイター」の全国発信と場内ポートピア化に向けて営業日数・時間を確保	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して、自場開催は全てナイターレースを提供することにより全国規模での市場拡大を図る。 (H23 ナイターレース売上等実績) 総売上額約 566 億 5800 万円のうち、自場 79 億 6800 万円、電話投票 226 億 1800 万円、協力場 260 億 7200 万円 本場総入場者 402,386 人 場内ポートピア化に向けて積極的に受託発売を展開するなど、営業時間と日数を増加することにより、売上に対する固定費の圧縮を図る。 施設改善に要する資金調達並びに運転資金等の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 192 日の自場ナイターレースの開催 場間場外発売を含め年間 290 日以上営業展開(H23:本場 302 日、ポートピア 336 日) 経営安定化による一般会計繰出金の確保 ○平成 24 年度一般会計への繰出金額:5 億円 (H23 : 5 億円)	A	<ul style="list-style-type: none"> 自場ナイターレースの開催日数については、目標どおり年間 192 日であった。 工事に伴う休催日数が本場 46 日、ポートピア 33 日であったが、年間営業日数については、本場 288 日、ポートピア 308 日であった。 一般会計への繰出金については、23 年度と同様 5 億円を繰出しできるよう売上金の確保と経費の節減に努める。 平成 24 年度開催収入については、当初予算より売上増となり、3 月に約 48 億円の増額補正を行った。さらに年度末における売上見込みでは、5 億円程度の増額となる予定である。

②	<p>2. 新スタンドへのスムーズな移行とファン獲得のための新たな営業展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新スタンドのオープンに向けて、建築工事をはじめ設備工事、投票機器、映像機器等の最終調整を行うとともに積極的に宣伝活動することにより、幅広いファン獲得に努める。 ・キャッシュレス投票利用者を獲得するための宣伝活動を強化する。 ・南側周辺整備工事、北スタンド解体撤去工事、北広場整備工事の進行管理に努める。 ・SG 等全国発売ビッグレースの招致に努める ・競走水面对岸の大型ビジョンの更新については平成 26 年度に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央スタンド躯体工事 ・ 〃 電気設備工事 ・ 〃 空調設備工事 ・ 〃 給排水設備工事 ・スタンド周辺外構工事 ・投票機器の形態別利用者数の検証を行う。 ・審判、スタジオ関連機器新設工事 ・北スタンド解体撤去工事及び北広場整備工事 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜来場者の女性比率がオープン前後で約 10%から 15%に増加するなど、新スタンドオープン効果により、若年層カップルや中高年夫婦の来場者が増加している。 ・現在約 5,200 名のキャッシュレス投票会員を獲得している。 ・計画どおり中央スタンドも完成し、北スタンド解体撤去は年度内、北広場及び外構工事は平成 25 年度中に完成予定である。 ・平成 25 年 8 月に SG モーターボート記念競走、11 月に G I ダイヤモンドカップの開催が決定した。
---	---	--	--	---	--

上下水道部

部長：谷口信夫

《平成24年度の基本目標》

【基本目標①】 水道事業の経営健全化

今後、大口需要家の水道離れや給水人口の減により給水収益が減少していく中、施設の大規模改修に着手しており、経営状況の悪化が予想されます。平成23年度に策定した「中期経営健全化計画」（平成24～28年度）に基づき、水道事業の健全な経営に努めます。

【基本目標②】 水道施設の整備・更新

平時はもちろんのこと、災害等の非常時においても、安全な水道水を市民に安定的に供給することが水道事業の使命です。水道原水の分散を図る「既存水源の有効利用」と、浄水施設の強化を図る「施設の耐震化」「施設の整備更新」及び、老朽化した基幹管路の更新を図る「配水本管等の整備」を進めます。

【基本目標③】 水道事業の効率化

市民の料金負担で運営されている水道事業は、今後ますます厳しい財政運営が予想されることから、健全経営を目指し、より一層の業務の効率化を図ると共に、収納率の向上に努めます。

【基本目標④】 生活排水処理施設の整備

限られた水資源を有効利用することを目標とした下水管きよ等の調査、改築工事を行い、処理水再生利用を図るための侵入水量等の検証を行います。また、下水処理施設については、耐震実施計画に基づき、震災時における機能確保のための「施設の耐震化」を進めると共に、老朽化した処理設備の長寿命化計画を作成するための調査を行います。

【基本目標⑤】 水洗化率の向上

下水道工事が完了し、供用開始された地域の下水道への接続による、トイレの水洗化工事の促進を図り、水洗化率の向上に努めます。

《重点的取組事項》

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1. 中期経営健全化計画に基づく事業推進	・経営の効率化や大規模改修工事の年次計画等を盛り込んだ「中期経営健全化計画」(H24~28)に基づいた進捗管理を行い、予算、決算の都度、ローリング方式により財政収支を見直し、経営の健全化に努める。	・計画の進捗管理を行い必要に応じて、財政収支見通しの見直しを行う。(10月に報告)	B	・決算や予算を反映した財政収支見通しを作成した。 水道事業運営審議会を設置し、経営状況の説明など年度内に2回開催した。
②	1. 既存水源の有効利用	・既存井戸などから、水道水用に取水することの協力依頼及び、既存自己水源の取水量増加が見込めるか、改修のための調査・検討を行う。	・既存水源の管理者と利用について調整・交渉及び、既存自己水源改修のための調査、検討(3月)	B	・地元管理者と調整し、改修計画を作成した。
	2. 水道施設の耐震化	・水道施設の耐震化実施計画に基づき、施設(浄水場、配水地等)の耐震補強工事を行い、耐震化を進める。	・丸亀市浄水場管理本館耐震補強工事(3月) 高速凝集沈殿池耐震補強工事(3月) 急速ろ過池耐震補強工事(H26年3月) ・西坂元水源地耐震化工事(3月)	B	・丸亀市浄水場管理本館耐震補強工事完成:3月8日 高速凝集沈殿池耐震補強工事完成:3月8日 急速ろ過池耐震補強工事完成:H26年3月10日 ・西坂元水源地耐震化工事完成:1月31日
	3. 水道施設の整備・更新	・水道施設の電気計装、機械設備の更新実施計画に基づき更新工事を行い、水道水	・丸亀市浄水場原水流入弁、送水ポ	B	・丸亀市浄水場中央監視操作施設等移設及び更新工事

		<p>の安定供給を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹管路（配水本管等）の更新を行う。 	<p>ンプ及びポンプ盤等更新工事（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青ノ山受水地整備工事（3月） ・配水本管整備工事（3月） 施工延長：700m 		<p>完成：3月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青ノ山受水地整備工事 完成：3月19日 ・配水本管整備工事 完成：10月15日 施工延長：950m
③	1. 収納率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・収納強化月間を設けるなどの徴収対策に努め収納率の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収納率の向上 94%（H22年度） 95%（H24年度） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・収納強化月間（8月下旬～9月上旬、12月）を設け、積極的な督促を行った。長期・高額滞納者については、水道料金未収金回収計画を作成し、回収目標を設定した。また、市外転出者に対して支払督促を行った。
④	1. 公共下水道管きょ改築工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細調査・設計に基づき管きょ等の改築工事を行い、延命化対策と浸入水等の防止対策の実施により、処理施設の負荷軽減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管きょ改築工事（3月） ○施工延長：300m 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道改築更新工事 完成：2月28日 施工延長：301m
	2. 公共下水道施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震実施計画に基づき、浄化センター及び各ポンプ場において施設の耐震化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・城西ポンプ場及び城北ポンプ場の耐震実施設計（3月） ・浄化センターの再構 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・城西ポンプ場耐震実施設計業務委託 完成：3月29日 ・城北ポンプ場耐震実施設計業務委託 完成：3月29日 ・浄化センター再構築基本計画策

			築の基本計画(11月)		定業務委託 完成：3月29日
	3、公共下水道設備の長寿命化	・老朽化した下水処理施設内の、各種設備の延命化を図るため、設備の長寿命化計画を策定する。	・浄化センター設備、各ポンプ場設備の現地調査(3月)	B	・下水道処理設備長寿命化計画策定業務委託 完成：3月29日
⑤	1. 水洗化促進対策	・新しく供用開始された区域内に対し郵送による水洗化の指導を行うとともに、従来の供用開始区域については、促進強化月間を設けて戸別訪問等による水洗化促進を行う。	・水洗化率の向上 ○公共下水道の水洗化率：95.4% (H23：95.2%) ○農業集落排水の水洗化率：86.4% (H23：86.2%)	B	・新しく供用開始された世帯に対し、郵送での水洗化指導を実施した。 ・全ての未接続世帯に対する実態調査を完了させ、H25からH27年度までの活動計画を作成した。

消 防 本 部

消 防 長 : 苗 田 正

《平成 24 年度の基本目標》

【基本目標①】 防災体制の強化

災害情報を円滑に伝達するため、防災行政無線施設を運用し、危機管理体制を強化するとともに、地域と行政が連携し地域防災力をさらに高めます。

【基本目標②】 消防力の強化

消防救急デジタル無線施設の整備、住宅用火災警報器の設置啓発や消防水利の充実、消防車両の更新・整備及び消防職員の活動能力の向上を図り、消防力を強化します。

《重点的取組事項》

基本 目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1. 危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の適切な運用と活用を図る。 ・市の防災体制の強化を図るため、防災情報システムを活用し、被害状況の早期把握、迅速かつ的確な初動体制の確立を図る。 ・市職員の災害対処能力の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線施設の保守、適正な管理運用 ・防災情報システム操作の教育訓練を定期的に実践して、システム機能を十分に発揮できるようにする。 ・災害対処訓練の実施（参集訓練、状況付与による演習） 	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検業務の実施により、国が発信する全国一斉自動放送試験も屋外拡声子局全て、適であった。 ・防災情報システム操作は、定期的な教育訓練の実施はできていないが、注意報や台風時に各課で実践訓練や職員対処訓練で機能に慣れてきている。 ・自衛隊、警察の協力を得て 9月 15 日に職員地震対処訓練を自衛隊 OB と協働事業で実施した。
	2. 地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活性化を図る。地域における防災力向上のため、自主防災組織が主体となって、小学校区を単位として行う防災訓練に要する資機材等に係る経費や防災士資格取得に必要な受講料を補助する。 ・市民の命をつなぐ応急手当普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が主体となった地域での防災訓練や啓発活動の実施 ・コミュニティ、学校、事業所等を対象に、災害時の対処方法や救命士による AED な 	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災力強化事業費の地域防災訓練経費に 4 校区分、防災士資格取得受講料を計画どおり順次補助し、自主防災組織のレベルアップを図った。

		<ul style="list-style-type: none"> ・救急車の適正利用の推進 ・消防団員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> どを用いた救命講習等を実施 ・自主防災組織によるAED講習の実施促進 ・リーフレットを主要医療機関及び事業所に配布 ・医師会を通して「適正利用」の呼びかけ及び広報等による市民への周知 ・引き続き団員の定員確保を図る 	<p>B</p> <p>C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各病院、医院へ救急車適正利用を呼びかけるポスターを掲示、ホームページでも周知した。また、普通救命講習、救急法の指導、防災訓練等において適正利用の呼びかけを行った。 ・H25.3.1 現在 656 名。(H24.4.1 現在 651 名、H23.4.1 現在 643 名)
②	1. 消防救急デジタル無線の施設整備	・消防救急無線が、平成 28 年 5 月 31 日をもって、アナログからデジタルへ移行することを義務付けられていることに伴い、国の補助金を活用し整備する。	・共通波の整備	B	・行程表どおり完了した。

2. 住宅用火災警報器の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅への設置義務化が平成 23 年 6 月に施行となり、更なる設置促進に向けた普及啓発・広報活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> メディア等を利用した広報 研修会等での啓発 普及状況に関するアンケート調査の実施 <p>○火災警報器の設置率：65% (H23 : 62%)</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査実施結果 67.6%
3. 予防行政の強化推進	<ul style="list-style-type: none"> 火災を未然に防止するため、法に基づく建築指導、防火対象物に対する査察指導、危険物保安対策指導を推進するとともに、自衛消防隊の育成を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物、危険物施設の立入検査 事業所への防火ビデオ・訓練用消火器等の貸出し 	B	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査は、266 防火対象物、273 危険物施設で実施した。 貸出状況は、水消火器 111 回 472 本、DVD26 回 47 枚である。
4. 消防水利の充実	<ul style="list-style-type: none"> 消防水利が十分でない綾歌町、飯山町の消火栓の改良及び拡張工事を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 消火栓にかかる配水管の入替え、延長 <p>○消火栓の入替数：16 基</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> 当初の計画どおり完了した。
5. 消防車両の配備・更新	<ul style="list-style-type: none"> 消防車両の使用頻度・車両の損傷の程度及び更新年限等を参考に、計画的に配備更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防ポンプ自動車等の更新 <p>○更新台数：3 台</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> 当初予定通り 3 台の更新車両を配備した。

	6. 救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 高度化する救急業務（救命処置）に対応するため、救急救命士を養成し救命率の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 救急救命士養成のため、職員を研修所へ派遣（1名） 救急救命士枠の採用の継続 	C	<ul style="list-style-type: none"> 救急救命九州研修所へ派遣 救急救命士1名の採用
②	7. 災害対応能力の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> 人材の育成と活動能力の強化（消防大学校、県消防学校への入校の促進） 	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練、各種研修の実施により、多様化する災害に迅速・的確に対応できる職員を育成、活動能力の強化を図る。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 研修計画に基づき予定どおり実施できた。

教 育 部

部 長：宮 武 正 治

《平成 24 年度の基本目標》

【基本目標①】 学校施設等の耐震化の推進

学校施設などの耐震化工事の早期完了に取り組みます。

【基本目標②】 小中一貫教育の推進

児童・生徒により良い学習環境を提供することを最大の目標に、9年間を見通して、連続的系統的な学びを育む小中一貫教育を推進します。

【基本目標③】 小・中学生の学力の向上

市内小・中学校児童・生徒の学力を調査することにより、児童・生徒の学力の定着度を把握し、指導の改善に生かすことで学力の向上を図ります。

【基本目標④】 発達障がい児に対する支援の充実

NPOなどと連携をして、巡回相談員を幼稚園、小学校、中学校に派遣して、的確な指導を行うとともに、教員の指導力向上にも波及させます。

【基本目標⑤】 歴史・文化の継承

まちの歴史文化を学び、活かしながら、未来に伝えるまちづくりを進めます。

【基本目標⑥】 放課後留守家庭児童会事業

就労等の理由により、保護者等が昼間家庭に不在な児童に適切な生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

【基本目標⑦】 子どもの読書活動の推進

子どもたちが読書の楽しさに出会い、読書を通じて人生をより豊かにできるような環境づくりを進めるために、子どもの読書活動を推進します。

【基本目標⑧】 図書館奉仕の充実

中央・綾歌・飯山の図書館について、それぞれが特色ある運営を行うとともに、市民との協働を推進します。そして、本との出会いの場をより多くの人に提供するために、新たな企画を推進するとともに、情報提供に努めます。

【基本目標⑨】 学校給食センター全体の給食水準の平準化

第二学校給食センターの炊飯設備が整備されたことにより、全センターの給食水準を平準化するとともに、より効率的な業務運営に努めます。また、家庭、学校との連携を取りながら、アレルギー対応給食の実施に努めます。

【基本目標⑩】 非行防止対策の推進

青少年の健全育成を目指し、関係機関との連携を図り、非行防止活動を推進します。

【基本目標⑪】 幼稚園のあり方の検討

幼稚園の市内全体の制度の統一を図るとともに、施設整備に合わせ配置を検討します。

《重点的取組事項》

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1. 小・中学校、幼稚園の耐震補強	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校校舎、体育館及び幼稚園園舎などの耐震診断に基づき、緊急性と優先順位により年次計画により耐震補強を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校：2校（富熊、栗熊）の補強工事 中学校：1校（綾歌）の補強設計、1校（綾歌）の補強工事 幼稚園施設について増改築工事と合わせて検討を行う <p>○耐震化率（幼・小・中）： 80.3%（H23：73.7%）</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> 小学校2校の補強工事、中学校1校の補強設計、1校の補強工事については、当初の予定どおり工事を完了できた。 幼稚園施設については、増改築工事と合わせて検討を行った。H24の耐震化率については目標の80.3%を達成した。
②	1. 小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 6学校群（東、西、南、本島、綾歌、飯山）において、小中学校が連携を深め、地域の協力も得ながら、9年間を通して一貫した教育を進めていく。 ※本島学校群には、保育所、幼稚園も含まれています。 ※小中学校が連携を深め、一貫して取り組める内容とは、例えば東学校群の目標である「あいさつ・返事・正しいことばづかいができる子どもを育てる」等になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習面、生徒指導面で小中学校の連携ができていていると思う小中学校教員の割合を、それぞれ60%にし、平成25年度充実期には80%をめざす。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育の3本柱である①学校群ごとの連携協議会、②中学校から小学校への交流授業、③小中9年間を見通したカリキュラム作成（小学校版完成）など順調に稼働した。 学習面・生徒指導面での連携の達成度の割合は半数程度であったが、異校種の教科内容やきまりを知り、自分の指導に生かしたいという教員の割合は小

					<p>中学校を問わず 90%を超えており、小中連携の必要性が教員の中に高まっていることが伺えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校と地域の連携の達成度は、小学校 87.3%、中学校 71.9%であった。
③	1. 小学校学力調査	<ul style="list-style-type: none"> 市内小学生の学力を把握するため、小学 3～6 年生を対象に国語・算数の学力調査を行う。調査後、丸亀市全体の結果と傾向を各学校に周知し、各学校の指導改善に役立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の児童が自己の学習課題を把握し、学力の定着と向上を図る。 ○市の平均を全国平均よりも 5 点あげる。 	C	<ul style="list-style-type: none"> 全国平均を 1.7 ポイント超えてはいるが、H23 の +4.1 ポイントに比べ、その差が小さくなった。 H24 の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、応用する力の育成や粘り強く考える態度の育成など課題となる点や取り組むべき点を示した。
	2. 中学校学力調査	<ul style="list-style-type: none"> 市内中学生の学力を把握するため、中学 1、2 年生を対象に国語、数学、英語の学力調査を行う。調査後、丸亀市全体の結果と傾向を各学校に周知し、各学校の指導改善に役立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の生徒が自己の学習課題を把握し、学力の定着と向上を図る。 ○市の平均を全国平均よりも 5 点あげる。 	C	<ul style="list-style-type: none"> H23 は全国平均 -0.87 ポイントだったが、H24 は -0.6 ポイントとわずかに向上した。また、数学は全国平均を超えた。 H24 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、応用する力の育成や粘り強く考える態度の育成など課題や取り組むべき点を示した。

④	1. 定期的な巡回相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市内の幼稚園、小学校、中学校に、巡回相談員を派遣し、個々の子どもの教育的ニーズに応じた的確な指導内容、方法について指導・助言を頂き、教員の日ごろの指導に生かし、子どもの健全な発育に資す。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の幼稚園、小学校、中学校 33 校に巡回相談員を派遣 ○派遣回数：年間各 1 回以上、最大 3 回 	B	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談員から具体的なアドバイスを受け、日常の教育実践に生かすことができた。継続してアドバイスを受けることができるので、学校園からは非常に好評である。
⑤	1. 文化財の保存	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的遺産を学習・観光資源として活用するため指定管理者、NPO 等と連携し、各種行事を行う。『冊子「丸亀の文化財」改訂版』などの発行の準備作業を進め、文化財の周知や文化財保護の意識の高揚を促すよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の学習機会のより一層の充実。(学習会の内容を様々な文化財まで広げ、専門学習会、親子向け学習会など対象を分けてわかり易いものとする。) 『冊子「丸亀の文化財」改訂版』と、「子供向け文化財入門冊子」の発行準備を進め、文化財を幅広く普及啓発できるよう努める。 	B	<ul style="list-style-type: none"> まるがめ文化財の日として「野面積み石垣現地見学会」(参加者約 120 名)を行った。また、出前講座等、様々な内容の講座を行い、文化財の普及啓発に努めた。 『冊子「丸亀の文化財」改訂版』に関しては、市内の指定文化財の写真撮影と確認調査、冊子のレイアウト作成等、発行の準備を進めた。マンガというわかりやすい表現で文化財を幅広く普及啓発できる「子供向け文化財入門冊子」を作成した。

	2. 資料館の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護担当他と連携し、資料館をまちの歴史文化を学ぶ中核施設として活用し、歴史文化を未来に伝えるまちづくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 京極家の資料他の調査・修復を行い、貴重な資料を有効に活用する。 企画展の内容については、幅広い年齢層に足を運んでもらえるよう工夫し、市民の要望に応えられるよう努める。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 京極家より寄贈された約50点の資料の調査を行い、そのうち3点の修復を行った。お城まつり時に「京極高和と京極家寄贈資料展」を開催し、寄贈資料の公開に努めた。そのうち江の書状2通については市指定文化財に指定した。 企画展に関しては、秋に、玩具の歴史をたどる「おもちゃ百貨展」を開催。同時に市民によるNゲージ鉄道模型も展示し、資料館へ幅広い年齢層が訪れるよう努めた。
⑥	1. 市内の小学校1～3年生を学校の余裕教室や近隣施設での保育	<ul style="list-style-type: none"> 市内の島嶼部を除く15小学校区、23教室で開設し、平成23年度現在で待機児童は0人を継続している。(各教室の運営については、「丸亀市福祉事業団」へ委託) 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の整備充実をめざすことにより、保育環境の改善を図る。 <p>○待機児童数：0人</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> 学校の改築等に合わせて、施設の整備を進め、市内2箇所ですべて新しい施設を整備できた。
⑦	1. 子ども読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「丸亀市子ども読書活動推進計画」に基づき推進し、家庭・学校・地域等が連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組や体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ブックスタート、セカンドブック事業の実施等、丸亀市子ども読書活動推進計画(H23～27年)の着実な推進 	B	<ul style="list-style-type: none"> セカンドブック事業を実施、また健康課との共催で「絵本の読み聞かせ講座」を開催し、家読(うちどく)推進、子どもの自主的な読書活動推進に向け啓発を行った。セカンドブック事業

					については、より効果的な実施に向け、子ども読書活動推進協議会委員と協議のうえ、継続実施したい。
⑧	1. 図書館奉仕の充実	<ul style="list-style-type: none"> 中央、綾歌、飯山の3館の蔵書を利用者ニーズ並びに地域性に沿った形で充実・構成し、それぞれの図書館の特性をより鮮明にしていく。また、関係部署や図書館団体と連携を図り、図書館資料を利用した展示、講座・講演会等時代のニーズに応じた企画を行い、サービスの充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 特色ある図書館とするために、図書館3館の特徴を生かした運営を図る。 郷土丸亀に関わる講座の開催や地域活性化等の企画展示の実施 図書館ボランティアの募集及び養成と活動支援 	B	<ul style="list-style-type: none"> 綾歌図書館の開館日、開館時間の拡大、また司書の配置により利用者の利便性の向上に繋がった。また、中央図書館で郷土に関係した講演会を年8回実施した。さらに、セカンドブック事業実施に向け、読み聞かせボランティアとの協働でおはなし会を開催、ボランティア募集も合わせて行った。
⑨	1. 第二学校給食センターでの炊飯開始	<ul style="list-style-type: none"> 第二学校給食センターに新設された炊飯設備棟において、炊飯を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自前の炊飯設備により、丸亀産の米を使用したご飯メニューを提供する。 市内給食献立の平準化 	B	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月、第二学校給食センターにおいても炊飯設備が整ったことにより、全ての学校給食センターで設備間格差がなくなった。このことで、全学校給食センターで丸亀産の米を使用したご飯と同じレベルの献立が提供できることとなった。

2. アレルギー対応給食の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、学校との連携を取りながら、モデル校においてアレルギー対応給食を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギーを持つ子どもたちに、安心、安全な学校給食を提供する ・食物アレルギーへの理解を深めてもらうため、学校での啓発を行う。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル校を中央学校給食センター管轄の全小学校とし、当該校全児童に希望調査を実施、基準を満たす希望者に対して、保護者面談等を行った後、アレルギー対応給食を開始した。平成25年3月現在の対象者は、5小学校7名。
3. 学校給食における食育及び地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生きた教材である学校給食を通じて、子どもたち一人ひとりの望ましい食習慣や知識の習得を目指す。 ・地元の農産物や水産物をより多く使った献立づくりを行うなど、学校給食における地産地消の推進に努める。また、第二学校給食センターでの炊飯に使用する米については、丸亀産100%を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問や給食試食会、施設見学などによる食育の推進 ・丸亀産（県内産）の食材を優先的に使用することにより、学校給食における地場産物の活用 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校への給食訪問を計画的に実施するとともに地域関係団体や保護者などに対する給食試食会も積極的に行い、広く食育について啓発した。 ・丸亀産（県内産）の食材を優先的に使用し、地元の食材をより多く使った献立づくりを行うなど地産地消の推進に努めた。平成25年2月末時点の地産地消率は、市内産15.4%、県内産35.7%であり、平成24年度目標である市内産10%、県内産35%は達成できている。また、学校給食で使用する米については、全て丸亀産である。

⑩	1. 健全育成活動を積極的に行う	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者や少年の非行の防止のためのパトロールを実施する。 ・地域での健全育成活動を協賛、支援する。(活動状況の把握、連携強化) ・年少期の子どもを持つ保護者等への啓発活動を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間のパトロール回数を前年度より多くする。 ・地域活動(5地域程度)と関わる。 ・保育所、幼稚園の保護者等を対象に健全育成について懇談の場を持つ。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・随時パトロールの回数を増やし、充実することができた。 ○補導・パトロール回数：602回(H23 584回) ・少年を守る会と連携し、啓発活動を工夫して充実したものができた。 ○地域活動協賛・参加回数：7回(H23 7回) ・保育所1回、幼稚園1回、主任児童委員会1回、更生保護女性会1回の計4回懇談会を実施した。(H23 0回)
⑪	1. 幼稚園のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の市内全体の制度の統一を図るとともに、施設整備に合わせ配置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飯山地区の預かり保育の廃止準備(H25廃止予定) ・飯山、綾歌地区の園区の廃止準備(H25廃止予定) ・旧丸亀地区への幼稚園給食の導入検討 ・施設整備に合わせた配置の検討 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育、飯山・綾歌地区の園区の廃止については、H25からの廃止に向けて条例、規則の廃止、改正を行った。 ・施設配置については、飯山統合幼稚園の用地交渉を行い、同意を得た。

議 会 事 務 局

事務局長：山 本 一 清

《平成 24 年度の基本目標》

【基本目標①】 議会情報の発信

市民への議会情報提供手段である議会だよりやホームページをわかりやすいものとなるよう努めます。

《重点的取組事項》

基本目標	取組事項	具体的内容	個別目標	進捗結果	所見
①	1. 議会情報の発信	・紙媒体、ホームページの特性を最大限に活用し、議会活動を市民にわかりやすく伝えられる紙面・画面づくりを工夫する。	・議会だよりをカラー化する。 ・ホームページの表示の改善を図る。	B	・議会だよりについては、平成 24 年 5 月発行分より市広報紙と同様に表紙、裏表紙の 4 色化するとともに、議員個人の賛否結果を掲載するなど内容の充実に努めた。 ・ホームページも目次をカテゴリーごとに整理し、検索しやすいように改良した。